（東京地方検察庁検事法務省刑事局付法務省刑事局参事官）同　大原　義宏
法務省大臣官房参事官に充てる
法務省刑事局参事官に充てることを解く
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房参事官）同　田野尻　猛
法務省刑事局刑事法制管理官に充てる
（横浜地方検察庁川崎支部検事）同　水上　尚久
東京高等検察庁検事に配置換する
（大阪地方検察庁検事）同　神渡　史仁
東京地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事）同　野原　一郎
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　髙坂　富士夫
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁川崎支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁立川支部検事）同　横井　朗
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁特別刑事部長を命ずる
（千葉地方検察庁特別刑事部長）同　山口　敬之
水戸地方検察庁検事に配置換する
水戸地方検察庁次席検事を命ずる
（水戸地方検察庁次席検事）同　竹中　理比古
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁交通部長を命ずる
（大阪地方検察庁交通部長）同　森脇　尚史
大阪地方検察庁公安部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　佐々木　洋二郎
大阪地方検察庁交通部長を免ずる
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる（以上九月五日）
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房付）検事兼法務事務官　丸山　嘉代
法務省大臣官房人事課試験管理官に併任する
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房付兼法務省大臣官房人事課試験管理官）同　是木　誠
法務省刑事局付に充てる
法務省大臣官房参事官に充てる
法務省大臣官房付´法務省大臣官房付に充てる
人事課試験管理官の併任を解除する（以上九月六日）

○定年退官
大阪高等検察庁検事長伊丹俊彦は´検察庁法第二十二条の規定により九月一日限り定年退官
松江区検察庁副検事嘉本巖は´検察庁法第二十二条の規定により九月七日限り定年退官

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官
平成25年検第29545・29546号住居侵入等被疑事件（平成28年領第2092号）　1．現金1,000円。2．ブレスレット（ビニール袋入り）１本。3．ネックレス14本。4．ペンダントトップ３個。5．指輪６個。6．イヤリング１個

平成28年検第6786号窃盗被疑事件（平成28年領第2071号）　1．現金1,506,000円

平成28年検第6786号窃盗被疑事件（平成28年庁外領第3550号）　1．封筒２袋。2．メモ紙（封筒入り）１袋。3．メンバーズカード（封筒入り）１袋。4．キャッシュカード１枚。5．携帯電話機１台。6．ウエストポーチ１個。7．コネクター１個

横浜地方検察庁相模原支部検察官
平成28年検第300218号自動車運転過失傷害、道路交通法違反被疑事件（平成28年領第121号）　1．フロントフォグランプカバーの破片３個。2．自家用普通乗用自動車１台

横浜地方検察庁小田原支部検察官
平成28年検第220号建造物侵入、強盗被告事件（平成28年領第261号）　1．現金456,000円。2．輪ゴム２本。3．ビニール袋１袋

大阪地方検察庁検察官
平成27年検第6895号住居侵入、窃盗被告事件（平成27年領第6247号）　1．現金1,058,766円。2．封筒１枚。3．商品券51枚。4．外国紙幣（アメリカ100ドル）３枚。5．外国紙幣（アメリカ50ドル）１枚。6．外国紙幣（アメリカ20ドル）９枚。7．外国紙幣（アメリカ10ドル）８枚。8．外国紙幣（アメリカ５ドル）１枚。9．外国紙幣（アメリカ１ドル）40枚。10．外国紙幣（オーストラリア５ドル）２枚。11．指輪６個。12．ネックレス３本。13．ギフトカード入れ１枚

平成27年検第21129号住居侵入、窃盗被疑事件（平成27年領第9409号）　1．現金100,000円

神戸地方検察庁姫路支部検察官
平成28年検第1347号住居侵入、住居侵入未遂、建造物侵入、窃盗、窃盗未遂被疑事件（平成28年領第529号）　1．ネックレス３本。2．タオル１枚。3．女性用下着１枚。4．ギフトカード68枚。5．全国百貨店共通商品券10枚。6．折りたたみ傘１本。7．図書カード２枚。8．指輪５個。9．定期入れ１個。10．ショルダーバッグ１個。11．手提げ鞄１個。12．キーケース１個。13．小銭入れ２個。14．メモ帳１個。15．セカンドバッグ１個。16．財布１個。17．リュックバッグ１個。18．サングラス１個。19．ビニール袋３袋。20．ポーチ１個。21．段ボール箱１箱

名古屋地方検察庁検察官
平成27年検第109565号住居侵入、窃盗被告事件（平成28年領第2045号）　1．手提げバッグ１個。2．キーケース３個。3．ライター３個。4．巾着袋３個。5．財布９個。6．商品券123枚。7．ネックレス15本。8．指輪21個。9．ケース１個。10．袋２個。11．ボールペン１本。12．腕時計４本。13．ボディバッグ１個。14．ギャランティーカード１枚。15．ピアス４組と１個。16．ブレスレット１本。17．記念メダル１個。18．アイポッドナノ１本。19．カフスボタン１個。20．イヤリング３組。21．石１個。22．ペンダントトップ１個。23．ポーチ２個。24．ＱＵＯカード５枚。25．図書カード10枚。26．金属片１枚。27．現金1,100円。28．ジップロック１枚。29．封筒４枚。30．祝儀袋２枚

熊本地方検察庁検察官
平成28年検第768号窃盗被告事件（平成28年領第488号）　1．コンパクトディスク103枚

工場財団

栃木県小山市横倉新田520番地**東京鉄鋼株式会社**の工場財団に栃木県小山市大字横倉新田520番地東京鉄鋼株式会社小山工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年 9 月 13 日

宇都宮地方法務局小山出張所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 9 月 13 日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

1　処分をした年月日　平成28年８月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　菱和建設株式会社　民部田義男　岩手県盛岡市みたけ１－６－30　国土交通大臣許可（特－23）第881号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年７月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 9 月 13 日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

1　処分をした年月日　平成28年８月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日神建設株式会社　大森　　滋　宮城県仙台市青葉区本町１－13－22　国土交通大臣許可（特－26）第18673号